

神栖市建築物耐震改修促進計画の計画期間の延長について

神栖市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づく「神栖市建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、都道府県が定める都道府県耐震改修促進計画に基づき策定することとされており、都道府県の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、国が定める「基本方針」に基づき策定することとされています。現在、国において「基本方針」の見直しが行われ、茨城県は現行の「茨城県耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月策定）」を改定中あり、今年度中に改定した計画を公表する予定です。

神栖市においては、改定後の茨城県耐震改修促進計画に基づき、「神栖市建築物耐震改修促進計画（平成 28 年 4 月改定）」の改定を令和 4 年度に行います。そのため令和 3 年度までとしている計画期間を 1 年延長し、令和 4 年度までとします。

<計画期間の延長>

現 計 画 期 間：平成 21 年度～令和 3 年度

変更後計画期間：平成 21 年度～令和 4 年度

<現状の耐震化率>

令和 3 年 3 月 31 日現在

建築物の種類	全施設（戸）数	現状の耐震化率	耐震化率の目標値
住宅	48,243	89.4%	95%
民間の特定建築物等	485	77.9%	
市有の特定建築物等	67	97.0%	